

令和4年度 簡易裁判所判事候補者選考筆記試験問題

憲 法

- 1 集会の自由について論ぜよ。
- 2 次の各事項について簡潔に説明せよ。
 - (1) 裁判を受ける権利
 - (2) 議院内閣制

民 法

平成29年法律第44号（令和2年4月1日施行）による改正後の民法が適用されるものとして回答せよ。

- 1 Aは、自身の父親であるBが所有する甲土地をBから代理権の授与を受けていないにもかかわらず、Bの代理人として、Cに売却した（以下「本件売買契約」という）。この場合、次の各問について論ぜよ（各問は独立した問として答えよ。）。
 - (1) Bが本件売買契約の後に同契約の存在を知らずにAに対して甲土地を贈与した。この場合のAC間の法律関係について論ぜよ。
 - (2) Aが死亡し、BがAを単独相続した。この場合のBC間の法律関係について論ぜよ。
 - (3) Bが死亡し、Bの子であるA及びDがBを共同相続した。この場合のA、C、D間の法律関係について論ぜよ。
- 2 次の各事項について説明せよ。
 - (1) 錯誤
 - (2) 不法行為に基づく損害賠償請求における過失相殺

刑 法

- 1 正当防衛の成立要件について、緊急避難と比較しながら論ぜよ。
- 2 甲は、Aと長年にわたり険悪な関係が続いていた。ある日、甲が妻乙と人気のない路上を歩いていたところ、たまたま通り掛かったAと口論になった。甲は、憤激してAを殺害しようと考え、偶然かばんに入っていたサバイバルナイフを取り出して、乙の面前でAを刺殺した。

甲は、殺人罪の訴追及び処罰を免れる目的で、友人である丙に対し、犯行に使ったサバイバルナイフを渡して身代わりになるよう依頼して、交番に出頭させた。

また、乙は、警察官から目撃者として事情聴取を聴かれた際に、とっさに、「甲は犯行時に別の場所にいた。」旨供述したが、警察官は、乙の態度からその供述は疑わしいと思い、供述調書は作成しなかった。

甲、乙及び丙の罪責を論ぜよ（特別法違反の点を除く。）。

民事訴訟法

1 Xは、Xが所有し運転するX車が、Yが所有し運転するY車に追突した交通事故（以下「本件事故」という。）によって発生したYの損害に関して、Yに対し、50万円を超えて債務を負担しないことの確認を求める訴え（以下「本件訴訟」という。）をA簡易裁判所に提起した。

以上を前提に、次の各問に答えよ（各問はそれぞれ独立した問いである。）。

- (1) 本件訴訟の審理の結果、現存債務額が70万円であることが判明した場合、A簡易裁判所はどのような判決をすべきか。
 - (2) 現存債務額が20万円であることが判明した場合はどうか。
 - (3) 本件訴訟の係属中、Yは、本件事故によりY車の修理費用として70万円の損害を被ったとして、Xに対し、民法709条に基づき、70万円の支払を求める反訴を提起した。A簡易裁判所は、どのような審理ないし判決をすべきか。
- 2 次の各事項について説明せよ。
- (1) 否認と抗弁
 - (2) 訴えの変更（請求の拡張・減縮について説明する必要はない。）

刑事訴訟法

1 被告人Xは、「被告人Xは、Yと共謀の上、令和4年2月10日午後10時頃から午後11時頃までの間、P県Q市R町S番地所在の〇〇公園において、Vに対し、被告人Xが、Vの頭部を角材で殴打する暴行を加え、よって、Vに全治2か月の頭頂骨骨折等の傷害を負わせた。」との公訴事実で起訴された。公判において、Xは、「Yと共謀したことも、Vに暴行を加えたこともない。」と主張して争った。裁判所は、審理の結果、XとYとの間の共謀の事実が認められると共に、XとYの両名が公訴事実記載の日時・場所においてVの頭部を角材で殴打する暴行を加え、これによりVに公訴事実記載の傷害が生じたとの心証を抱くに至った。

公判手続における訴因の機能について言及した上で、上記の事例につき、裁判所が心証のとおり的事实を認定するために訴因変更が必要となるかについて論ぜよ。

- 2 次の各事項について簡潔に説明せよ。
- (1) 窃盗の被疑事実で逮捕した被疑者を、この窃盗の被疑事実及び傷害の被疑事実の両事実で勾留することが許されるか。
 - (2) 道路交通法違反（無免許運転）の公訴事実で起訴された被告人が公判で公訴事実を全部認めて自白している場合、被告人を有罪とするためには、被告人が公安委員会の運転免許を受けていなかった事実につき、被告人の自白以外の証拠が必要か。